

# 町営住宅川口・宮の上・明神団地入居者募集のご案内

## 1、募集団地

団地名	所在地	募集戸数	棟（タイプ）	構造	住戸面積	住宅の間取り
川口団地	川口254番の1	1戸	A号棟（1階） （ファミリー向け）	木造2階建	81.1㎡	和室6畳、洋室×2室、LDK、洗面脱衣所、浴室、トイレ、納戸、押入、クローゼット、バルコニー
川口団地	川口254番の1	1戸	B号棟（1階） （ファミリー向け）	木造2階建	81.1㎡	和室6畳、洋室×2室、LDK、洗面脱衣所、浴室、トイレ、納戸、押入、クローゼット、バルコニー
川口団地	川口254番の1	2戸	B号棟（2階） （ファミリー向け）	木造2階建	81.1㎡	和室6畳、洋室×2室、LDK、洗面脱衣所、浴室、トイレ、納戸、押入、クローゼット、バルコニー
宮の上団地	高池408番地1	1戸	2号棟（2階建）	木造2階建	60.7㎡	1階 和室6畳、DK、洗面脱衣所、浴室、トイレ、押入 2階 和室6畳、和室4.5畳、押入
明神団地	明神100番地	1戸	F号棟（2階建）	木造2階建	66.5㎡	1階 和室6畳、DK、洗面脱衣所、浴室、トイレ、押入 2階 和室6畳、和室4.5畳、押入

## 2、入居資格（古座川町営住宅管理条例第5条）

- 古座川町内に本籍又は住所を有する者か町内に勤務場所を有する者であること。
- 現に住宅に困窮していることが明らかでないこと。
- 地方税を滞納していない者であること。
- 申込者及び同居しようとする親族が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

### ○ 町営住宅の所得基準

#### 一般世帯（裁量階層及び災害公営住宅の入居基準以外）

申込者本人、同居親族の収入が政令月額（申込世帯全員の所得を住宅法に基づく算出方法により求められた月額）158,000円以下の収入であること。

#### 裁量階層世帯（収入基準の特例）

次の条件のいずれかを満たす場合については、申込者本人、同居親族及び同居者の収入が、政令月額259,000円以下の収入であれば、町営住宅に入居申込をすることができます。

- 高齢者世帯 【入居申込者が60歳以上であり、かつ、同居者がある場合は、そのいずれもが60歳以上または18歳未満の者がいる世帯】
- 身体障害者世帯 【入居申込者又は同居親族に、身体障害者手帳1級から4級までの交付を受けた方がいる世帯】
- 精神障害者世帯 【入居申込者又は同居親族に、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けた方がいる世帯】
- 知的障害者世帯 【入居申込者又は同居親族に、知的障害の程度が重度（A1、A2）又は中度（B1）と判定された方がいる世帯】
- 戦傷病者世帯 【入居申込者又は同居親族に、戦傷病者手帳の交付を受けている方その障害の程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症の方がいる世帯】
- 義務教育終了前世帯 【同居親族に義務教育終了前の子供のいる世帯】
- 新婚世帯 【婚姻届出の日から3年未満又は婚約中であって、入居可能日以降3ヶ月以内に同居できる場合】

## 3、申込等の日程

申込用紙の配布並びに申込の受付 ◇期間 令和5年3月23日（木）～ 令和5年4月13日（木）

◇場所 申込用紙の配布場所 役場総務課又は各出張所  
申込の受付場所 役場総務課

※今回の募集は、募集期間内で申込必要書類を提出していただき、その後入居資格の基準を満たす方で抽選を行います。

期間内に申し込みのない場合は、以降随時受付とします。申込必要書類を全て提出していただいた時点で受付とさせていただきます。

## 4、申込必要書類

- 公営住宅入居申込申請書 1通
- 入居しようとする者全員の町県民税（非）課税証明書 【収入の有無にかかわらず、入居者全員（16歳以上の方）の収入を証明する書類（市町村が発行する令和3年中の所得、扶養人数、控除等の記載があるもの）が必要です。】
- 入居しようとする者全員の住民票 【本籍・続柄の記載があること。】
- 入居しようとする者の納税証明書（町外の方が対象）、納付証明書（町内の方が対象） 【未納がないことの証明】
- 賃貸借契約書等 【現在居住している住宅の賃貸借契約書の写し、固定資産税評価証明書、固定資産課税台帳登録事項証明書、固定資産税非課税証明書又は無資産証明書のいずれかが必要です。】

※（6）婚約証明書 【申込日より3ヵ月以内に結婚することが確実であるもの。】

※（7）戸籍謄本 【母子・父子・単身等で申し込む場合に、配偶者がいないことを確認するため必要。】

※は該当者のみ必要です。

## 5、川口団地入居希望者様へ

- (1) 自治会について  
川口団地の自治会に必ず加入して下さい。運営については団地住民で協議して下さい。
- (2) 共用部分の維持管理について  
屋内、屋外の排水路の清掃、駐車場、駐輪場、共用通路等の共用部分の清掃、草刈り等は自治会で行ってください。
- (3) 共益費について  
共用灯、共用水栓、浄化槽施設にかかる維持管理費（共益費）を家賃とは別に入居者に負担していただきます。
- (4) ガスの使用について  
当団地はガスの配管施設が供用施設となっていますので、指定の業者をご利用ください。  
(みくまの農業協同組合をご利用ください。)

## 6、備 考

- (1) 電気器具、テレビ引込線等は個人負担となります。
- (2) 受付が終わりしだい書類審査を行ない、該当者に文書をもって連絡いたします。
- (3) 入居決定後に連帯保証人が必要になります。以下がその条件です。
  - (1) 入居決定者の親族であること。(2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。(3) 確実な保証能力を有する者と町長が認めるものであること。
- (3) 家 賃

団地名	棟 (タイプ)	区分	下記の内入居者の収入に応じて確定されます。
川口団地	A・B号棟 (ファミリー向け)	一般世帯	25,100～37,500円
		裁量階層世帯	25,100～57,800円
宮の上団地	2号棟 (2階建)	一般世帯	11,300～16,800円
		裁量階層世帯	11,300～26,000円
明神団地	E号棟 (2階建)	一般世帯	13,100～19,500円
		裁量階層世帯	13,100～30,200円

- (4) 共益費  
川口団地は上記家賃のほかに、共益費が加算されます。
- (5) 川口団地 ファミリー向け：3人以上世帯
- (4) 入居予定は5月。

詳しくは、役場 総務課までお問い合わせ下さい。 電話 72-0180